

発行
高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目 次	ページ
告 示	
○新たに生じた土地の届出 (市町村振興課)	1
○新たな字区域画定の届出 (")	1
○保安林の指定予定の通知 (森林整備課)	1
告示 (沿岸漁業改善資金の貸付金に係る収納の事務の委託) の一部改正 (水産振興課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (生活・社会づくり課)	1
○換地計画の適否決定 (芸西村一番沢 2 土地改良事業共同施行) (耕 地 課)	2
○市町村営土地改良事業の施行の適否決定 (")	2
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	2
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	2

告 示

高知県告示第62号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、土佐清水市長から公有水面の埋立てによって、次のとおり同市の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。
平成15年 2 月14日

高知県知事 橋本 大二郎

公 有 水 面 埋 立 地 の 場 所	面 積
土佐清水市以布利字カキノウチ540の1、540の6、字中島718の2、719の地先	2,858.25平方メートル

高知県告示第63号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、土佐清水市長から次のとおり公有水面埋立地の区域を同市の

新たな字の区域に定めたことについて届出があった。
平成15年 2 月14日

高知県知事 橋本 大二郎

公有水面埋立地の場所	面 積	字の名称
土佐清水市以布利字カキノウチ540の1、540の6、字中島718の2、719の地先	2,858.25 平方メートル	以布利字中島

高知県告示第64号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成15年 2 月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡檮原町下西の川499から502まで、507、東津野村芳生野字馬足甲4326の1、甲4329の1、力石字五藤次山5038、5075、5076、5077の1、5082の1、5083の2、5083の3、幡多郡大正町四手ノ川字ツイグチ327の10、十和村古城字チラリンドウ1の1、十川字大谷1453の1、1453の2、1454、1460の1、字今成向1492、字三条谷1493の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下西の川499から502まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字馬足甲4326の1・甲4329の1・字五藤次山5038・5075・5076・5082の1・5083の2・字ツイグチ327の10・字チラリンドウ1の1・字大谷1454・字今成向1492（以上6字11筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第65号
昭和55年 6 月高知県告示第418号（沿岸漁業改善資金の貸付金

に係る収納の事務の委託) の一部を次のように改正し、平成15年 2 月 1 日から適用する。

平成15年 2 月14日

高知県知事 橋本 大二郎

1 中「宿毛市片島 5 番95号 すくも湾」を削る。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成15年 2 月 4 日から 2 月間高知県文化環境部生活・社会づくり課において縦覧に供する。

平成15年 2 月 5 日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年 2 月 4 日	特定非営利活動法人高知環境文化 2 1	元吉 勝美	高知市宝永町 9 番18 号	この法人は、高知の突出した魅力である「クジラ」や「漫画」を原点とし、循環型社会にふさわしい地域資源の創造的活用を図るため、市民、行政、企業、研究機関、N P O 等と連携し、環境・文化・まちづくりを基軸とした、調査研究、助言提案、交流、実践等の諸事業を行い、高知らしい地域振興の推進を目的とする。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、芸西村一番訳2土地改良事業共同施行の行う芸西村一番訳2地区の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 2月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成15年 2月14日から同年 3月14日まで
- 3 縦覧場所
芸西村役場

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、十和村の行う土地改良事業（十和中部地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 2月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 市町村営土地改良事業計画書の写し
  - (2) 条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年 2月14日から同年 3月14日まで
- 3 縦覧場所  
十和村役場

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成15年 2月14日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（3・3・11号南国駅前線ほか2路線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・3・11号南国駅前線
変更する部分
南国市後免町一丁目、後免町二丁目及び後免町四丁目の各

- 一部
- (2) 3・5・87号後免西町線
変更（廃止する）部分
南国市後免町字新地及び後免町一丁目の各一部
- (3) 3・4・88号後免町駅線
変更（廃止する）する部分
南国市後免町字新地、後免町一丁目及び後免町四丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所
- 4 縦覧期間
平成15年 2月14日から同月28日まで

監 査 公 表

監査公表第2号

平成15年 2月14日

高知県監査委員 土森 正典
同 溝渕 健夫
同 吉原 強
同 高橋 恵子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事あて報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について報告があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 4 高企画第 4 4 3 号
平成 1 4 年 1 2 月 1 8 日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の指摘事項に対する措置について（通知）
平成14年11月14日付け14高監報第16号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。
記

機関名 消防防災課

（事実認定）

契約期間が4月1日から始まる2件の委託業務等の契約を8月の時点で遡及して行っていたほか、市町村等からの負担金の徴収時期の遅延が依然としてみられた。

また、前段の契約事務においては、施行伺の紛失や出納室への事前合議漏れなどがあり、その他の事務処理についても書類の整備や管理等に数多くの不備がみられた。

（指摘事項）

上記の事実は、前回の監査において、事務の不備が多発していることに対して嚴重注意していたにもかかわらず、同様のことが

繰り返されており、監査結果を真摯に受け止め改善しようとする認識が欠如していると言わざるを得ない。

今後は、二度とこのようなことがないように適正な事務処理が確保される責任ある体制の確立を求める。

（措置結果）

今回の監査結果を当該機関の職員に周知徹底するとともに、会計事務研修を行うなど、適正な会計事務の確保に向けた改善措置を講じた。

今後は、予算の年間執行計画等に基づき、計画的かつ適正な事務執行を行うとともに、随時の会計事務研修やチェック体制の強化など、厳正な事務処理に努める。

監査公表第3号

平成15年 2月14日

高知県監査委員 土森 正典
同 溝渕 健夫
同 吉原 強
同 高橋 恵子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成14年12月2日 高知市葛島二丁目3番9号 森武彦ほか1名から提出のあった、高知県職員措置請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

高知県職員措置請求監査報告書

（請求の受理）

- 1 請求人
高知市葛島二丁目3番9号 森 武彦
高知市新屋敷一丁目17番18号 田所 辨蒔

2 請求の要旨
住民監査請求の要旨は、次のとおりである。（原文登載）

（1）請求の趣旨

平成14年11月30日付け高知新聞報道によれば、県警巡査部長がスポーツ指導中、女子小学生2人に対して5回のわいせつ行為を繰り返した。

また、このことが公にされることを防ぐため「口止め」をした。

県警本部は「逮捕し、懲戒免職にする」ところ「被害届」がなく立件できないとの理由で停職処分とし、当該職員は依願退職願を出したとしている。

また、同報道では「昨年4月の現職警部の風呂場盗撮影事件では、懲戒免職処分がされた」今回の事案では「強制わいせつ罪に抵触する」「6月以上7年以下の懲役」となる事件であると指摘している。

報道を待つまでもなくこのような事件を依願退職で処理し退職金を県民の税金から支出することは不当である。県警本部は刑事事件としての立件の可否を根拠にしているが、刑事規範とは別に地方公務員法第29条（懲戒）において「全体の

奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」「職務上の義務に違反し、怠った場合」は免職等の懲戒ができると規定している。

また、本件事例は、高知県職員倫理条例及び同規則での「常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動しなければならない」との倫理行動基準違反である。

さらに、県は、倫理規則に違反した場合の懲戒基準を平成 13 年 4 月 1 日より施行しており、免職も含まれている。本件は倫理上からも懲戒免職が適用できる。

また、倫理条例等によらなくとも職員の非行については、その都度懲戒処分が行われてきた。

例示すると、平成 8 年以来

懲戒免職	(知事部局)	(教育委員会)
信用失墜行為	1 件	わいせつ行為 1 件
汚職 (収賄)	1 件	ひき逃げ 1 件
飲酒運転	5 件	飲酒 (酒気おび) 運転 9 件
詐欺	1 件	買春行為 1 件

が行われている。この場合当然退職金は支給されない。

高知県では私生活上の事例でも県民から公務を付託された公務員として非行と断定し飲酒 (酒気おび) 運転でも免職とされている。

これらの事実と照らしても今回の破廉恥な行為の繰り返し、法と正義を守る機関の職員として絶対に許されない違法行為が明白であり、処置を誤れば県民の警察行政の公正さへの信頼を根本から失わせることになる。

以上の事情から下記の措置を求める。

ア 当該職員への退職金支出を差し止めること。

イ 地方自治法第 242 条第 3 項の規定に基づき監査の手続きが終了するまでの間支出手続きを停止させる緊急措置を講ずること。

ウ 支出済の場合は支出決裁を行った者に県へ返還させること。

エ 当該事件の管理監督責任を有する者の給与・手当の 1 部を返還させること。

以上地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき住民監査請求を行う。

3 請求の要件審査

本件請求は、平成 14 年 12 月 2 日に受け付け、要件審査の結果、未執行の財務会計行為に対する請求であるが、当該行為が相当の確実さをもって予測される場合に該当し、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

(監査の実施)

1 請求人及び関係機関の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定により、平成 14 年

12 月 18 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

また、関係機関に対して平成 14 年 12 月 26 日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の要旨から、退職手当の支出が違法又は不当な支出に当たるか否か及び職員の賠償責任の有無を監査対象事項とした。

なお、管理監督責任を有する者の給与・手当の返還については、任命権者の裁量権に任せられるものであり、監査対象外とした。

また、法第 242 条第 3 項に規定されている暫定的停止措置については、監査委員の権限に属するものであり、請求人においてその措置を請求できる事項ではないが、本件請求を受理し、退職手当の支出が行われるまでの時点において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由が認められないこと及び回復困難な損害を避ける緊急性も認められないことから、勧告の必要性はないものと判断した。

3 監査対象機関

請求人が提出した事実を証明する書類及び陳述により、以下の 2 機関を対象とした。

高知県警察本部警務部監察課 (以下「監察課」という。)

高知県警察本部警務部警務課

(監査の結果)

請求人の主張については、認められない。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) わいせつ行為として報道された事件

ア 事件の経緯

平成 14 年 11 月中旬の夜、被害者である小学生女子児童の家族等から事件関与の警察官 (以下「当該警察官」という。) の前任地の知り合いの警察官に対して、子供のスポーツ指導に来ている当該警察官が、女子児童の体を触るということがあっているので指導に来させないようにしてもらえないかという内容の相談があったことから、事件が発覚した。

相談のあった翌日、警察から被害者家族に対して詳しい事情を聞かせてほしいと要請したところ、後日、家族等の承諾が出たので、被害に遭った 2 名の女子児童とその保護者から事情を聞き、その結果、当該警察官によるわいせつ行為の被害が認められたので、本人の取調べを行って事実を確認した。

イ 事件の内容

当該警察官は、地域スポーツ団体からの依頼を受けて、平成 10 年 4 月頃から、スポーツ指導を行っていたが、平成 12 年 12 月にスポーツ指導中、体調を崩して倒れ、平成 14 年 4 月 1 日に高知南署へ異動するまで療養のため休職してい

た。

当該警察官は、休職中である平成 13 年春頃から平成 14 年 11 月初旬にかけて、病気のリハビリも兼ねてボランティアで時々スポーツ指導に行っていたが、その際、平成 13 年夏頃から計 5 回にわたり、女子児童 2 名の体に触るわいせつ行為 (以下「本件」という。) をした。

ウ 刑事事件にできなかった理由

本件は、強制わいせつ罪に該当する行為であり、刑事事件としての捜査は行われたが、本罪は報告罪であり、被害者の意思が尊重されることから、被害者が被疑者の処罰を望まなければ、公訴されない。

被害者側が告訴しなかったのは、被害者が女子児童という将来のある子供であり、告訴することによる精神的なダメージが予想されることに加えて、当該警察官がスポーツ指導中に脳内出血で倒れたことや、子供の健全育成のための積極的な支援に対する感謝の情などから、処罰を望まなかったためとしている。

(2) 懲戒処分

ア 停職処分

警察職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例 (昭和 29 年条例第 22 号) 第 6 条の規定により制定された高知県警察懲戒等取扱規程 (昭和 29 年高知県警察本部訓令第 10 号。以下「懲戒取扱規程」という。) に基づき、高知県警察本部長 (以下「本部長」という。) を委員長とする懲戒審査委員会 (以下「委員会」という。) を平成 14 年 11 月 28 日に開催した。

この委員会において、事案の態様・程度・原因動機、被害者感情、勤務実績、過去の規律違反等を総合的に勘案し、警察庁が示している「懲戒処分の指針」 (平成 12 年 9 月 20 日付け警察庁丙人発第 211 号警察庁長官官房長通達) の「第 2 規律違反行為の態様と懲戒処分の種類」の「 2 私生活上の行為」で「暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をすること」 (相手 が 13 歳未満の場合は暴行及び脅迫は条件としない運用) に対する処分「免職又は停職」を適用し、本件について地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 33 条の信用失墜行為に該当するとして同年 11 月 29 日付けで停職 6 か月の懲戒処分 (以下「当該処分」という。) を決定した。

イ 審査の経緯

委員会で、当該処分を決定するに当たり考慮したとしている事項は、次のとおりである。

(ア) 口封じがあったという事実に関する悪質性

(イ) 当該警察官が平成 10 年以降、ボランティアとしてスポーツ指導を行うなど、地域に密着した活動を積極的に推進したことによる年間勤務成績優秀や、スポーツ指導

に対する表彰を受賞していることなど、過去の業務実績や組織への貢献度

(ウ) 被害者側の感情として、当該警察官が病気で倒れるまでそのような行為はなく、スポーツ指導の時間前に勉強を見たり、誕生日会を開催するなどの献身的な世話に対する感謝の気持ちがあること。

また、地域スポーツ団体に関係する父兄の話し合いの結果、被害届を出したり、内部処分してほしくない意向があったこと。

(エ) 本件が強制わいせつ罪に該当するというほかに、高知県青少年保護育成条例（昭和52年条例第32号）第18条にも違反する行為ではあるが、行為自体は一個の行為であることから、懲戒処分に係る判断に特に影響はなく、また、同条例違反についても被害届が出されてないため刑事罰は問えないこと。

(オ) 高知県職員倫理条例（平成11年条例第46号）及び高知県職員倫理規則（平成12年規則第219号）は、利害関係者等との関係を規程したもので、本件には適用されず、処分の量定には反映しないが、職務倫理に反する極めて重い犯罪であること。

(カ) 高知県警察や他県警察の処分事例

a 平成12年に高知県警察官が飲酒后、成人女性に強制わいせつに当たる行為をした件では、調査をしている中で関係警察官が過去にも同様の行為をしていたことが判明した。告訴はなく、停職 6 か月の懲戒処分とし、同日付けで依願退職した事例

b 北海道警で、平成14年 9 月に、警察官が執務時間外に公衆電話をかけていた成人女性を近くのゴミ集積場に連れ込み、強制わいせつ行為をしたことで逮捕されたが、被害者と示談が成立し、告訴が取り下げられたことから不起訴処分となり、停職 3 か月の懲戒処分とし、処分と同時に依願退職した事例

c 神奈川県警で、平成14年 6 月に被害者から相談があった、幹部警察官が小学女子児童に強制わいせつ行為をしたことが判明し、その後被害者から告訴があって逮捕され、懲戒免職になった事例

(キ) 管理監督責任

管理監督上の行為については、次の理由により、その責任は問わないものとした。

a 本件が私生活上の行為であり、事件を起こした平成13年夏頃から同14年 3 月の間は当該職員が休職中であること。

b 監督者は、当該警察官が高知南署に異動となった同年 4 月からは病気のケアに重点をおいて見ており、病気の後遺症の残る当該警察官がこういった行為をする

ことを予見、防止できる可能性がないこと。

ウ 刑事罰と行政処分の考え方

監察課の説明によると、刑事罰と行政処分の関係については、次のとおりである。

刑事罰と行政処分は異なるものであり、基本的には告訴のあるなしで行政処分の軽重が判断されるものではない。

本件は、刑法（明治40年法律第45号）第180条に定められた被害者の告訴、つまり被害者の処罰意思が訴訟条件となる親告罪であり、告訴がなかったということは、結果として刑事罰が科せられないというものであり、行政処分の対象となる事実行為そのものに変更があったものではない。

行政処分である懲戒処分を決定するに当たっては、本件のような事案では被害者感情を考慮しており、例えば、それを本件に当てはめてみると、被害者側感情として子供の受ける精神的ダメージを回避することに加え、本件を起こす以前の子供の健全育成に対する当該警察官の積極的支援への感謝の情などから、処罰や処分を望まなかったことが、その処分に差を生じさせる一因になっている。

一方、当該警察官に対して、憎悪の気持ちしかないといった場合は、当然に異なった行政処分の判断がなされる場合もある。

したがって、本件の場合は、被害者側の意思や感情が、刑事処分上は訴追の有無に現れており、行政処分上は処分の量定に現れているもので、刑事罰の有無それのみをもって行政処分決定の判断としているものではない。

(3) 退職手当

ア 退職願の受理から退職発令

当該警察官から平成14年11月28日付けで、退職願が提出され、同日に委員会で懲戒処分を決定し、同月29日に処分書を交付後、退職願を受理し、同月30日付けで退職発令をしている。

依願退職を認めた理由は、当該警察官をそのまま在职させることは他の職員の士気を低下させること、また県民の不信感を更に増すことが懸念されたためとしている。

イ 職員の退職手当に関する条例

警察職員の退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号。以下「退職条例」という。）第 2 条で「この条例の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族。）に支給する」とされており、その支払については、同条の 2 により一般の退職手当は、「職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない」と規定されている。

退職手当の支給制限については、退職条例第 8 条に手当を支給しない場合が列挙され、退職手当の支給の一時差止

めについては、同条例第12条の 2 に規定されているが、当該警察官の退職については、いずれの条項も該当しない。

ウ 退職手当の積算

警務部長が決裁した退職手当の裁定の書類によると、当該警察官の依願退職は自己都合の退職（普通退職）である。退職手当の積算は、退職条例第 4 条第 1 項の長期勤続後の退職等の場合の退職手当の条項を適用しており、支給率は「自己都合25年以上勤務の場合の勤続年に対する支給率 50.0）」としている。

退職条例第 5 条の 2 の定年前早期退職者に対する退職手当に係る支給率の特例及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第 7 号）第28条第 3 号の勤務成績良好な職員が20年以上勤続して退職する場合の特別昇給の特例は、適用されていない。

エ 退職手当の支出

高知県警察本部警務部会計課長（以下「会計課長」という。）が支出負担行為決議書兼支出命令書を平成14年12月18日に決裁し、同月27日に退職手当を支出している。

オ 退職手当の一部自主返還

当該警察官から、平成15年 1 月 9 日付けで退職手当の一部返還としての寄付申込書の提出があった。警務部総務参事官が、同年 1 月16日に受納を決裁後、同日付けで会計課長が収入調定書を決裁し、同月21日に寄付金が納入されている。

2 監査委員の判断

(1) 懲戒処分について

当該警察官の退職手当の支給に関連する懲戒処分は、任命権者の裁量行為であり、非財務会計行為である。住民監査請求の対象は、財務会計上の行為等に限られているが、最高裁判決（昭和60年 9 月12日。昭55(行ツ)84号）では、「その原因となる行為が法令に違反し許されない場合の財務会計上の行為もまた、違法となる」とされている。

また、公務員関係における懲戒処分の違法性については、最高裁判決（昭和52年12月20日。昭47(行ツ)52号）で、「懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきであり、懲戒権者が「裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならない」とされている。

そこで、「1 事実関係の確認」の(2)から、当該処分にかかる懲戒権者の裁量権行使における違法性の有無について判断する。

まず、懲戒処分は、懲戒取扱規程に沿った手続きを経て決

定されている。

次に行政処分として、刑事罰の有無にかかわらず、警察庁が示している懲戒処分の指針に示された範囲で、懲戒処分が行われている。

そして、判断においては、処分を望まないとする被害者側の感情や当該警察官の勤務実績などを考慮し、本県及び他県の処分事例を参考にしている。

また、飲酒運転との比較については、飲酒運転は「飲酒運転の根絶について」(平成 9 年 11 月 12 日付け 9 人第 465 号総務部長通知)で、飲酒運転を行った職員の処分は、原則として免職処分とされ、裁量の余地がないことに対して、本件のような行為は裁量の範囲が「免職又は停職」となっている。

以上のとおり、正式な手続きのもとに一定の基準によって処分内容が決定されていることから、請求人が主張する「法と正義を守る機関の職員として絶対に許されない違法行為に対する当該処分のあり方」については一定理解できるが、当該処分が裁量権を濫用し、その範囲を逸脱した違法な処分内容であるとは認められない。

(2) 退職手当の支出の適否について

「1 事実関係の確認」の(3)から、当該警察官の依願退職に係る退職手当は、平成 14 年 11 月 30 日付けで本部長が当該警察官に退職発令した後、退職条例第 2 条の規定に基づいて同年 12 月 27 日に支給したものであり、この退職手当については、同条例に基づき所定額が適正に支出されている。

上記の(1)及び(2)から、退職手当が「支出済の場合は支出決裁を行った者に県へ返還させること。」とする本件請求については、認められないものと判断する。